

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第十四条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第三条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第二条の前の見出しを削り、同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「（学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読替え）」を付する。

第一条の見出し中「監獄法等」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等」に改め、同条中「構造改革特別区域法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条の前に次の一条を加える。

（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の特例に係る委託事務）

第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第十一条第一項第十号の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 収容の開始に際して行う被収容者の指静脈の情報（個人の識別のために用いられる電子計算機を用

に供するための指静脈の画像情報をいう。)の電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方法をいう。)による採取の実施

二 受刑者の改善指導又は教科指導に関する講習、講話その他これらに類する事務の実施

別表中「(第七条関係)」を「(第八条関係)」に改め、同表第一号中「第五条」を「第六条」に改める。

附 則

この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日(平成十八年五月二十四日)から施行する。